

5. 土 壤

(1) 土壌汚染対策法

土壌汚染の状況を把握するため汚染の可能性のある土地について、使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の特定施設）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査を行うよう定めている。また、平成 22 年 4 月 1 日に一部改正法が施行された。

ア．平成 22 年度の報告、申請、届出状況

区 分	件 数	備 考
法 第 3 条 及 び 第 5 条 に よ る 調 査 報 告	2	
法 第 4 条 に よ る 届 出	17	一定規模（3,000m ² ）以上の土地の形質の変更
法 第 3 条 た だ し 書 き に よ る 確 認 申 請	4	毎年度、土地利用状況報告書が必要
土 地 利 用 状 況 報 告 書	11	
土 地 利 用 方 法 変 更 届 出 書	0	
承 継 届 出 書	1	
第 14 条 に よ る 区 域 指 定 申 請	0	
要 措 置 区 域 の 指 定	0	
形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定	0	
要 措 置 区 域 の 解 除	0	
形 質 変 更 時 要 届 出 区 域	0	

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例

土壌・地下水汚染の未然防止の観点から特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた事業場の設置者に施設の点検や汚染状況の調査、汚染土壌の拡散防止義務、土地改変を行おうとする者に過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況調査等の義務を定めている。また、平成 22 年 10 月 1 日に一部改正条例が施行された。

ア．平成 22 年度の届出、報告状況（改正前）

区 分	件 数	備 考
土 地 改 変 (旧 第 42 条 第 1 項)	13	3,000m ² 以上の土地
調 査 報 告 (旧 第 39 条 第 2 項) (旧 第 42 条 第 2 項)	0	
土 壌 汚 染 等 対 策 基 準 不 適 合 (旧 第 40 条)	0	

イ．平成 22 年度の届出、報告状況（改正後）

区 分	件 数	備 考
土地の形質の変更 （第 39 条の 2 第 1 項）	11	3,000m ² 以上の土地の形質の変更
調 査 報 告 （第 39 条第 2 項） （第 39 条第 3 項） （第 39 条の 2 第 2 項）	1	
土 壌 汚 染 等 対 策 基 準 不 適 合 （第 4 0 条）	0	
自 主 調 査 に 係 る 報 告 （第 45 条第 1 項）	0	努力義務

(3) その他（自主報告）

ア．平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの報告状況

区 分	件 数	土 壌 環 境 基 準 不 適 合 件 数
自 主 報 告	0	0